

令和7年第10回定例教育委員会会議

日 時 令和7年10月20日（月）
午後1時30分から
場 所 中央図書館 2階 視聴覚ホール

議 題

日程第一 議事事項

- 議案第23号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
議案第24号 富士見市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
議案第25号 富士見市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について

日程第二 報告事項

- (1) 富士見市就学援助費支給要綱の一部改正について
(2) 令和7年9月定例市議会の報告について
(3) 令和7年度第13期子ども大学☆ふじみ事業実施報告について
(4) その他
・図書館まつり2025について
・第23回なんばた青空市場について
・第40回水谷文化祭について
・第41回水谷東文化祭について
・難波田城資料館 秋季企画展について

議案第23号

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を別紙のとおりとする。

令和7年10月20日提出

富士見市教育委員会
教育長 山口武士

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づく、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価としたいので、この案を提出します。

令和 7 年度
事務事業点検・評価報告書
(令和 6 年度実施事業)

令和 7 年 10 月
富士見市教育委員会

目 次

1	目的	1
2	実施方法	3
3	教育委員会の運営	7
4	基本方針Ⅰ 学びあい、高めあい、夢と希望をはぐくむ教育の推進	8
5	基本方針Ⅱ 学びあう地域社会をめざす教育の推進	9
6	まとめ	42

1 目的

富士見市教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、平成20年度から事務事業の点検・評価を実施しています。点検・評価は、富士見市教育振興基本計画の進捗管理に活用するため、計画の施策体系に沿って実施しました。本報告書は、令和6年度実施事業を対象に結果をとりまとめ、公表するものです。

第3次富士見市教育振興基本計画の施策体系

基本方針Ⅰ 学びあい、高めあい、夢と希望をはぐくむ教育の推進

基本目標1 児童生徒一人ひとりに応じたきめ細やかな指導による学力の育成	施策1 確かな学力の定着
	施策2 英語教育、国際理解教育の充実
	施策3 情報教育の充実
	施策4 伝統と文化に関する学習の推進
	施策5 進路指導・キャリア教育の推進
	施策6 コミュニケーション能力の育成
	施策7 読書活動の充実
基本目標2 多様性を認めあい、誰一人取り残さない教育の推進	施策1 特別支援教育の充実
	施策2 教育相談体制の充実
	施策3 いのちを大切にする教育の推進
	施策4 人権教育の充実
	施策5 道徳教育の充実
	施策6 生徒指導の充実
	施策7 異校種間連携・小中一貫教育の推進
	施策8 教育の機会均等
	施策9 多様な児童生徒への支援の充実
基本目標3 自らの健康・安全を守る資質・能力と健やかな体の育成	施策1 学校体育の充実
	施策2 児童生徒の体力向上
	施策3 食育の推進
	施策4 学校保健の充実
	施策5 安全・防災教育の推進
	施策6 学校給食の充実

		施策 1 学校・家庭・地域の連携
		施策 2 部活動の充実
		施策 3 教職員の資質向上と働き方改革の推進
		施策 4 防犯・安全体制の整備
		施策 5 学校施設・設備の整備

基本方針Ⅱ 学びあう地域社会をめざす教育の推進

基本目標 1 家庭・地域の教育力の向上	施策 1 家庭教育の支援
	施策 2 学校・家庭・地域の連携推進
基本目標 2 生涯にわたる学習機会の提供と 地域づくりの推進	施策 1 多様な学習機会の充実
	施策 2 人権・平和教育の推進
	施策 3 地域をつくる活動の充実
	施策 4 学習成果の発表機会の充実
	施策 5 施設の運営・整備
基本目標 3 暮らしとまちづくりに役立つ読 書活動の推進	施策 1 図書資料の収集と提供の充実
	施策 2 子ども読書活動の推進
基本目標 4 郷土遺産の継承	施策 1 文化財の保存と活用
	施策 2 水子貝塚資料館・難波田城資料館の充実
	施策 3 郷土芸能・伝統工芸の継承
基本目標 5 開かれた教育委員会	施策 1 教育委員会会議及び教育委員協議会の活性化

2 実施方法

1 点検・評価の対象

第3次富士見市教育振興基本計画に位置付けた全ての施策を対象に、市の予算計上事業に限定せず、施策を達成するために優先的・重点的に取り組んだ事業を対象としています。

点検・評価シートの構成は次のとおりです。

区分	内容
Plan	教育振興基本計画(基本目標、施策、施策内容)
Do	成果指標、主な取組みと成果
Check	課題、外部評価者の意見等
Action	今後の方向性、総合評価

2 点検・評価の流れ

(1) 担当課による点検・評価

担当課において、教育振興基本計画に基づく各種教育行政施策を推進するため、各施策の取組みと成果を明らかにするとともに、施策の推進に係る課題と今後の方向性について整理しました。

また、基本目標ごとに定めた成果指標については、教育振興基本計画における現状値、目標値及び令和6年度の実績値を示しました。

(2) 学識経験者による外部評価

第三者の視点による客観性を確保するため、学識経験者から意見・助言を求める外部評価を令和7年7月31日に実施しました。

外部評価は、第3次教育振興基本計画に基づく全ての施策（一部の経常的施策等を除く）について、令和6年度から3か年をかけて実施を予定しており、令和7年度については、15施策について、次の方々からご意見等をいただきました。

太田 政男 氏 (元大東文化大学学長)

長ヶ原 美博 氏 (元小学校長)

木村 久志 氏 (元市教育部長)

(3) 総合評価

教育委員会の見解として、令和6年度の主な取組みと成果、課題及び今後の方向性、成果指標、外部評価、教育委員協議会の協議内容を踏まえ、令和6年度における総合評価を判定しました。総合評価の構成は次のとおりです。

区分	評価
A	十分な成果がある。施策の推進による成果が表れている
B	一定の成果がある。課題の克服を図りながら、引き続き施策を進めていく
C	成果が見られない。事業内容や実施手法の見直しが必要

3 外部評価の対象施策 (●は、令和7年度外部評価の対象施策)

基本方針 I 学びあい、高めあい、夢と希望をはぐくむ教育の推進				
基本目標 1 児童生徒一人ひとりに応じたきめ細やかな指導による学力の育成				
施 策	所管課	実施年度		R7 総合評価
施策 1 ●確かな学力の定着	学校教育課		R 7	
施策 2 英語教育、国際理解教育の充実	学校教育課		R 8	
施策 3 情報教育の充実	学校教育課	R 6		
施策 4 伝統と文化に関する学習の推進	学校教育課		R 8	
施策 5 ●進路指導・キャリア教育の推進	学校教育課		R 7	B
施策 6 コミュニケーション能力の育成	学校教育課		R 8	
施策 7 読書活動の充実	学校教育課	R 6		
基本目標 2 多様性を認めあい、誰一人取り残さない教育の推進				
施 策	所管課	実施年度		R7 総合評価
施策 1 ●特別支援教育の充実	教育相談室		R 7	
施策 2 教育相談体制の充実	教育相談室	R 6		
施策 3 いのちを大切にする教育の推進	学校教育課	R 6		
施策 4 人権教育の充実	学校教育課		R 8	
施策 5 ●道徳教育の充実	学校教育課		R 7	B
施策 6 生徒指導の充実	学校教育課		R 8	
施策 7 ●異校種間連携・小中一貫教育の推進	学校教育課		R 7	B
施策 8 教育の機会均等	教育政策課		R 8	
	学校教育課		R 8	
施策 9 ●多様な児童生徒への支援の充実	学校教育課	R 7		B
	教育相談室	R 7		B
基本目標 3 自らの健康・安全を守る資質・能力と健やかな体の育成				
施 策	所管課	実施年度		R7 総合評価
施策 1 学校体育の充実	学校教育課		R 8	
施策 2 ●児童生徒の体力向上	学校教育課		R 7	B
施策 3 食育の推進	学校教育課	R 6		
施策 4 ●学校保健の充実	学校教育課		R 7	B
施策 5 安全・防災教育の推進	学校教育課	R 6		
施策 6 学校給食の充実	学校給食センター		R 8	
基本目標 4 地域の教育力を生かし教育効果を高める学校教育の推進				
施 策	所管課	実施年度		R7 総合評価
施策 1 学校・家庭・地域の連携	学校教育課	R 6		
施策 2 ●部活動の充実	学校教育課		R 7	
施策 3 ●教職員の資質向上と働き方改革の推進	学校教育課	R 7		B
	教育相談室		R 8	
施策 4 防犯・安全体制の整備	学校教育課		R 8	
施策 5 学校施設・設備の整備	教育政策課	R 6		

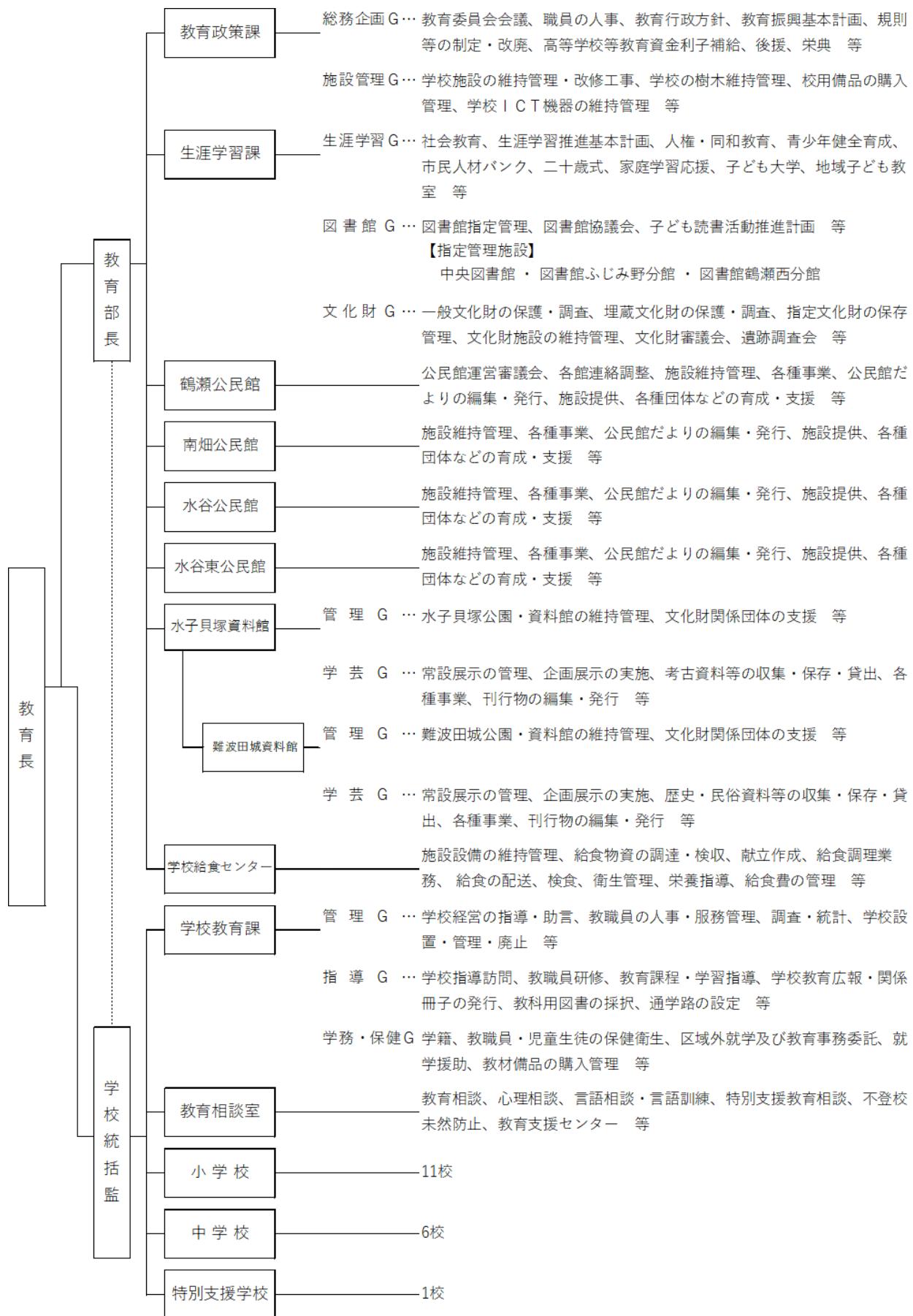
基本方針Ⅱ 学びあう地域社会をめざす教育の推進				
基本目標1 家庭・地域の教育力の向上				
施 策	所管課	実施年度		R7 総合評価
施策1 家庭教育の支援	生涯学習課	R 6		
	鶴瀬公民館	R 6		
	南畠公民館	R 6		
	水谷公民館	R 6		
	水谷東公民館	R 6		
施策2 ●学校・家庭・地域の連携推進	生涯学習課		R 7	B
	鶴瀬公民館		R 7	B
	南畠公民館		R 7	B
	水谷公民館		R 7	B
	水谷東公民館		R 7	B
基本目標2 生涯にわたる学習機会の提供と地域づくりの推進				
施 策	所管課	実施年度		R7 総合評価
施策1 多様な学習機会の充実	生涯学習課	R 6		
	鶴瀬公民館	R 6		
	南畠公民館	R 6		
	水谷公民館	R 6		
	水谷東公民館	R 6		
施策2 人権・平和教育の推進	生涯学習課		R 8	
	鶴瀬公民館		R 8	
	南畠公民館		R 8	
	水谷公民館		R 8	
	水谷東公民館		R 8	
施策3 地域をつくる活動の充実	生涯学習課		R 8	
	鶴瀬公民館		R 8	
	南畠公民館		R 8	
	水谷公民館		R 8	
	水谷東公民館		R 8	
施策4 学習成果の発表機会の充実	鶴瀬公民館	R 6		
	南畠公民館	R 6		
	水谷公民館	R 6		
	水谷東公民館	R 6		
施策5 ●施設の運営・整備	鶴瀬公民館		R 7	B
	南畠公民館		R 7	B
	水谷公民館		R 7	B
	水谷東公民館		R 7	B

基本目標3 暮らしとまちづくりに役立つ読書活動の推進					
施 策	所管課	実施年度		R7 総合評価	
施策1 図書資料の収集と提供の充実	生涯学習課	R 6			
施策2 ●子ども読書活動の推進	生涯学習課		R 7		B
基本目標4 郷土遺産の継承					
施 策	所管課	実施年度		R7 総合評価	
施策1 ●文化財の保存と活用	生涯学習課		R 7		B
	資料館		R 7		B
施策2 水子貝塚資料館・難波田城資料館の充実	資料館	R 6			
施策3 ●郷土芸能・伝統工芸の継承	生涯学習課		R 7		B
	資料館			R 8	
基本目標5 開かれた教育委員会					
施 策	所管課	実施年度		R7 総合評価	
施策1 教育委員会会議及び教育委員協議会の活性化	教育政策課	R 6			

3 教育委員会の運営

教育委員会事務局及び教育機関の事務分掌（令和6年度）

G : グループ



4 基本方針 I 学びあい、高めあい、夢と希望をはぐくむ教育の推進

成果指標：基本目標1 児童生徒一人ひとりに応じたきめ細やかな指導による学力の育成

指標				目標値（令和9年度）	
県学力・学習状況調査の結果を伸ばした児童生徒の割合（県学力・学習状況調査）				県平均以上	
現状値 (令和3年度)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
【小5国語】 市 70.0% (県 72.9%)	【小5国語】 市 85.8% (県 80.2%)	【小5国語】 市 65.6% (県 67.0%)			
【中2国語】 市 58.5% (県 57.1%)	【中2国語】 市 65.2% (県 58.8%)	【中2国語】 市 55.4% (県 56.1%)			
【小5算数】 市 79.1% (県 81.5%)	【小5算数】 市 69.7% (県 67.0%)	【小5算数】 市 54.3% (県 52.9%)			
【中2数学】 市 78.0% (県 72.0%)	【中2数学】 市 66.3% (県 62.6%)	【中2数学】 市 80.0% (県 73.1%)			

成果指標：基本目標2 多様性を認めあい、誰一人取り残さない教育の推進

指標				目標値（令和9年度）	
「学校に行くのが楽しい」と回答した割合 (全国学力・学習状況調査)					
現状値 (令和3年度)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
小 76.6% 中 80.4%	小 78.5% 中 80.0%	小 82.8% 中 84.6%			

成果指標：基本目標3　自らの健康・安全を守る資質・能力と健やかな体の育成

指標				目標値（令和9年度）	
新体力テスト の評価 (A+B+C) の児童生徒割合の県平均との比較（埼玉県教育委員会「学校体育必携」）				小±0 ポイント 中±3 ポイント	
現状値 (令和3年度)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
小△5.9 ポイント 中+0.6 ポイント	小△4.6 ポイント 中△6.7 ポイント	小△4.1 ポイント 中△0.2 ポイント			

成果指標：基本目標4　地域の教育力を生かし教育効果を高める学校教育の推進

指標				目標値（令和9年度）	
「保護者や地域の人が学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営などの活動に参加していますか」に「当てはまる」と回答した割合 (全国学力・学習状況調査の学校質問紙調査)				100%	
現状値 (令和3年度)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
47.1%	58.8%	35.3%			

基本方針 I 学びあい、高めあい、夢と希望をはぐくむ教育の推進

基本目標	1 児童生徒一人ひとりに応じたきめ細やかな指導による学力の育成		
施 策	1 確かな学力の定着	担当課	学校教育課

- (1) 全国学力・学習状況調査及び埼玉県学力・学習状況調査の結果を分析し、各校の課題解決に向けた支援を行い、児童生徒一人ひとりの学力の定着を図ります。
- (2) 教員指導力向上研修会を実施し、児童生徒が「主体的・対話的で深い学び」となる授業を展開できるよう教員の指導力向上に努めるとともに、教師用手引き「富士見スタンダード」の周知を徹底し、児童生徒が自ら学び、自ら問題を解決するための思考力・判断力・表現力の育成を図ります。
- (3) GIGA スクール構想に基づく児童生徒 1 人 1 台端末を効果的に活用し、児童生徒の学力向上に努めます。
- (4) 少人数指導や習熟度別学習の充実、学習支援員、補習授業協力者や実技指導協力員などの有効活用により、個に応じた指導や支援を行います。

令和6年度の主な取組みと成果

- 全国学力・学習状況調査や埼玉県学力・学習状況調査の結果を学校ごとに分析し、授業改善の手立てを保護者に伝えた。また、家庭学習の参考になるよう課題のあった問題に対する手立てをホームページで公開した。
- 各種学力調査結果から課題であることが明らかとなったデータ活用能力の向上を図るため、学力向上プロジェクトチームにおいて、算数数学におけるデータ活用単元について研究を行い、学習教材として問題集を作成した。

課題及び今後の方向性

- データ活用能力の向上を図るために作成した学習教材の活用を進め、学習効果の検証を行っていく。またデータ活用単元における各校の取組みや授業の工夫などを共有し、各教員の指導力向上を図り、授業の充実に努めていく。

外部評価者の意見等

- 全国学力・学習状況調査及び埼玉県学力・学習状況調査の結果については、いろいろな分析ができる反面、分析のための負担が大きくならないか心配をしている。上手に活用して学力向上に役立ててほしい。

総合評価

B	A : 十分な成果がある、B : 一定の成果がある、C : 成果が見られない
---	--

基本方針Ⅰ 学びあい、高めあい、夢と希望をはぐくむ教育の推進

基本目標	1 児童生徒一人ひとりに応じたきめ細やかな指導による学力の育成		
施 策	5 進路指導・キャリア教育の推進	担当課	学校教育課

- (1) 職業や勤労に対する理解を深め、主体的に自己の進路を選択できる力を身につけられるよう、キャリア・パスポートを有効に活用しながら、発達段階に応じたキャリア教育を推進します。
- (2) 中学校において、地域と連携し、幅広い体験活動を通して、望ましい職業観・勤労観をはぐくむため、はつらつ社会体験事業を実施します。
- (3) 学習指導、生徒指導、教育相談などを通して、生徒の興味・関心や意欲、努力の過程を重視し、一人ひとりの個性の伸張を図りながら進路指導を行います。

令和6年度の主な取組みと成果

- ・ ららぽーと富士見と連携した地域における職場体験学習を再開し、市内2校で実施した。またキャリア・パスポート※を活用して児童生徒が将来について考える機会を作り、授業等で職業について調べたり、職場訪問や様々な職種の方をゲストティーチャーとして招聘し、職業観や勤労観を高める学習を行った。

※キャリア・パスポート：小・中・高等学校の系統的なキャリア教育を支援するため、児童生徒が自分自身の学習経験や活動の記録を継続的に記録し蓄積する取組み。

課題及び今後の方向性

- ・ 小学校から高等学校まで、系統的なキャリア教育を行うことができるよう、中学校卒業後におけるキャリア・パスポートの活用について検討する必要がある。

外部評価者の意見等

- ・ 労働面だけでなく、自分の考えを表現できたり、自尊感情が高まるなど、総合的な観点を持ったキャリア意識の形成が大切である。
- ・ 職場体験を機会にその職種を目指す例もある。農業や福祉、ものづくりなど、多様な職業の体験ができるように、受け入れ先の職種を広げるとよい。体験場所に向かうためのバスなど、必要な予算確保にも取り組むとよい。
- ・ 義務教育期間中にいろいろな経験ができるることは大切である。小学生のうちから社会体験や職場体験などの機会があるとよい。
- ・ 地域の事業や祭り、子ども議会など、地域や自治体の活動に子どもが参加することは社会体験として大切な意義を持つことであり、活性化を望む。

総合評価

B	A：十分な成果がある、B：一定の成果がある、C：成果が見られない
---	----------------------------------

基本方針 I 学びあい、高めあい、夢と希望をはぐくむ教育の推進			
基本目標	2 多様性を認めあい、誰一人取り残さない教育の推進		
施 策	1 特別支援教育の充実	担当課	教育相談室
<p>(1) インクルーシブ教育システムの構築の理念に基づき、発達障がいを含む障がいのある児童生徒一人ひとりのニーズに即した教育支援を推進します。</p> <p>(2) 教育相談室や特別支援教育推進プロジェクトチームなどとの連携により、各学校内における特別支援教育体制の充実に努めます。</p> <p>(3) 各校において、特別支援学級が中心となり、学習上または生活上の困難を克服するため、障がいの有無にかかわらず、すべての児童生徒に応じた指導・支援を行います。</p> <p>(4) 難聴・言語障がい通級指導教室や発達障がい・情緒障がい通級指導教室において、在籍校、家庭、関係機関と連携し、通級する児童生徒への適切な指導支援を行います。</p> <p>(5) 富士見特別支援学校では、小・中・高等部 12 年間の一貫した教育を基本に、児童生徒一人ひとりの自立・社会参加をめざし、指導・支援を充実します。また、地域における特別支援教育のセンター的機能を発揮できるよう専門的な知識・技能の向上に努めます。</p> <p>(6) 特別支援学級と通常学級の交流及び共同学習の充実に努めるとともに、富士見特別支援学校や県立特別支援学校の児童生徒が居住地の小・中学校で学ぶ支援籍学習を充実します。</p> <p>(7) 市及び各校の就学支援委員会、教育相談室、就学前から支援にあたっている関係機関が連携し、個々の児童生徒に応じた適切な就学支援を行います。</p> <p>(8) すこやか支援員及び看護師により、障がいのある児童生徒や医療的ケアなど特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する学校生活及び学習活動上の支援を行います。</p>			
令和6年度の主な取組みと成果			
<ul style="list-style-type: none"> 学校での学習や生活などに心配を抱えた小学校入学前の子どもを持つ保護者を対象に、就学前相談専門員を中心とした就学相談を行った。前年度より相談件数が 51 件増加したが、特定時期に相談が集中しないよう就学支援委員会の実施時期を調整するなど工夫した結果、すべての相談に適切に対応することができた。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 相談件数 219 件 特別支援教育プロジェクトチーム※を、通級指導教室での支援を充実させる部会に加えて、すべての児童生徒を対象とした支援を推進する部会を新設し、通級指導教室担当者がコーディネーターとなって各学校の支援にあたった事例報告や、多様な実践事例の情報共有を行った。 <p>※特別支援教育プロジェクトチーム：教職員、教育相談室職員、臨床心理士で構成する特別支援教育に対する専門的な支援を行うための組織</p> 学校だけでは改善が難しい児童生徒への支援を行うため、富士見特別支援学校のコーディネーターおよび教育相談室専任教育相談員等による学校への巡回相談（各校学期ごとに 1 回）と授業改善に向けた助言を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 教職員研修、事例コンサルテーション等 24 件 			

課題及び今後の方向性

- ・ 就学相談については、今後も相談件数の増加や相談内容の多様化が予想されるため、必要な体制確保に努めるとともに、みずほ学園や富士見特別支援学校に加え、幼稚園・保育園、県立特別支援学校と、さらに連携を深め、多様な視点による対応を続けていく。
- ・ 特別支援教育推進プロジェクトチームの活動を通して、引き続き効果的な実践の共有を図るとともに、今後はプロジェクトチームのメンバーを指導者として、有効な取組を普及させていきたい。
- ・ 障がいの種別や特性等、児童生徒の状態により支援方法が異なるため、引き続き、研修や専任教師相談員の訪問等により、教員や支援者の経験やスキルに応じた指導・助言を行い、能力の向上を図っていく。

外部評価者の意見等

- ・ 特別支援学校の存在や、相談先の存在を、できるだけ多くの方に広く伝えることや、小学校入学時から高校まで連続性を持った支援を行うことはとても大切であり、継続して取り組んでほしい。
- ・ プロジェクトチームの活動は大変重要である。相談をしっかりと行うことで子どもと保護者の就学や学習に関する不安を取り除くことができ、子どもの幸せにつながっていく事例をいくつも見てきた。引き続き学校などと連携して一人ひとりに応じた教育相談に取り組んでほしい。
- ・ 活発な活動をしている子でも、躊躇をきっかけに特性に気づくこともある。教育相談室では障がいのある子どもだけでなく、すべての子どもを対象にした取り組みを行っており、今後も充実に努めてほしい。

総合評価

B

A：十分な成果がある、B：一定の成果がある、C：成果が見られない

基本方針 I 学びあい、高めあい、夢と希望をはぐくむ教育の推進			
基本目標	2 多様性を認めあい、誰一人取り残さない教育の推進		
施 策	5 道徳教育の充実	担当課	学校教育課
<p>(1) 「特別の教科 道徳」の授業を道徳教育の要として、学校の教育活動全体を通して豊かな心をはぐくむ教育を展開します。</p> <p>(2) 道徳教育推進教師・道徳主任合同研修会を実施し、「特別の教科 道徳」の授業の充実をめざします。</p> <p>(3) 富士見市独自の道徳教材を活用し、「特別の教科 道徳」の授業に関する指導法研修会を実施します。</p> <p>(4) 望ましい人間関係をはぐくむ特別活動の授業、地域と連携した社会体験活動や自然体験活動の充実に努めます。</p>			
令和6年度の主な取組みと成果			
<ul style="list-style-type: none"> 各校の道徳教育推進教師を対象とした研修会で「考え・議論する道徳」をテーマに、道徳授業の進め方について、議論を深める手立てや、道徳で学ぶべき価値に気づくための授業のポイント等について研究を深め、各校の授業の充実に繋がった。 			
課題及び今後の方向性			
<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒が自己の内面を見つめ豊かな心を育む授業を充実させるため、富士見市が作成した道徳教材や、県が作成した教材「彩の国の道徳」について、道徳教育推進教師と道徳主任を中心に効果的な活用方法を広めていく。また、「考え、議論する道徳」の展開を図るため、学校に向けてICTの効果的な活用方法など情報提供を行っていく。 			
外部評価者の意見等			
<ul style="list-style-type: none"> 他者を認めあい、他者の考えを聞き、子ども自身が自らの考えを振り返りながら、自身の考えを深めることができるような道徳の授業になるとよい。 若い教師が増えているので、進行を細かく決めて、その形に沿って進めるだけの授業にならないように注意が必要。子ども同士で話し合ったことが、どこにたどり着くのかわからなくてもよいので、子どもの自主性や、自分の力で考えることを大切にした授業になるように努めてほしい。 			
総合評価			
B	A：十分な成果がある、B：一定の成果がある、C：成果が見られない		

基本方針Ⅰ 学びあい、高めあい、夢と希望をはぐくむ教育の推進

基本目標	2 多様性を認めあい、誰一人取り残さない教育の推進		
施 策	7 異校種間連携・小中一貫教育の推進	担当課	学校教育課

- (1) 小・中・特別支援学校間の合同研修会や連絡会などの計画的な実施を通して、異校種間における教職員の交流や相互理解を深め、学校間の連携を密にし、9年間を見通した教育活動を展開します。
- (2) 小中一貫教育についての研究を継続して進め、乗り入れ授業の充実、カリキュラムの作成に取り組みます。
- (3) 小1プロブレムや中1ギャップの解消に向け、幼稚園、保育園、小学校、中学校と連携を図り、指導体制の充実に努めます。

令和6年度の主な取組みと成果

- 児童が中学校進学時に感じる不安を軽減するため、合唱交流会や合同あいさつ運動など、学校行事や児童会生徒会活動を通して小学生と中学生が協働する機会を中学校区ごとに作り、中1ギャップ※の軽減を図った。
※中1ギャップ：小学校から中学校に進学したときに、学習内容や生活リズムの変化になじむことができない状態のこと。

課題及び今後の方向性

- 異校種間における教職員同士の交流には、まだ学校区ごとの差が見られる。生徒指導担当者の情報交換や、他校種の授業参観など、教職員の指導力向上を図る取組みを各学校に広げ、小中一貫カリキュラムの充実発展に努めていく。

外部評価者の意見等

- 学校の老朽化などハード的な課題が迫っており、これからの中学校施設や公共施設のあり方についても考えながら研究と実践を続けることが必要である。
- 児童生徒の交流が活発に行われており、引き続き充実した交流を続けてほしい。教師の交流が広がるとより効果的な取り組みとなると思われる所以、課題の克服に努めてほしい。
- 中等教育と高等教育の一貫性も大切と考えている。設置主体の違いから難しい面があることは承知しているが、いろいろな形を模索しながら高校との連携も視野に入れた取組みができるとよい。

総合評価

B	A：十分な成果がある、B：一定の成果がある、C：成果が見られない
---	----------------------------------

基本方針 I 学びあい、高めあい、夢と希望をはぐくむ教育の推進			
基本目標	2 多様性を認めあい、誰一人取り残さない教育の推進		
施 策	9 多様な児童生徒への支援の充実	担当課	学校教育課
<p>(1) LGBTQ など、性の多様性を尊重し、様々な「ちがい」を「個性」と考え、お互いに認めあう教育を推進します。</p> <p>(2) 日本語指導加配教員の配置や日本語ボランティアの協力により、外国人児童生徒や帰国児童生徒の個に応じた支援を適切に行います。</p>			
令和6年度の主な取組みと成果			
<ul style="list-style-type: none"> 包括的セクシュアリティ教育プロジェクトチーム※の活動により、性の多様性、マイノリティー、人権等を包括的に含めた系統的なカリキュラム「いのちの授業+（プラス）」を完成させ、市内全校に周知を図り、今後の取組みの指針とした。 <p>※包括的セクシュアリティ教育プロジェクトチーム：いのちの大切さ、性の多様性、人権など各教科で行われる教育活動を包括的に捉えなおし、義務教育9年間のカリキュラムを作成するためのチーム（小・中・特別支援学校8名の教員で構成）。</p>			
課題及び今後の方向性			
<ul style="list-style-type: none"> 系統的カリキュラム「いのちの授業+（プラス）」によって、「いのちの授業」を核に、「いのち」「性」「人権」にかかわる各教科・領域、行事等と関連付けた学びを義務教育9年間を通して積み上げることで、本市の課題である児童生徒の自尊感情を高めていく。 			
外部評価者の意見等			
<ul style="list-style-type: none"> 命の大切さ、人権、L G B T Qなどを子どもたちが理解することはなかなか難しい面があると思うが、悩みを抱える子どもたちが一人で悩み続けることがないように、授業等をはじめとした多様な機会を通じて、いろいろな相談窓口があることを子どもに伝えてほしい。 包括的セクシュアリティ教育プロジェクトチームの活動に期待をしている。子どもたちの変化に気づき、適切な対応が行えるように、教師が子どもを見る目を養うことが大切である。この活動が資質の向上につながることを期待している。 			
総合評価			
B	A：十分な成果がある、B：一定の成果がある、C：成果が見られない		

基本方針 I 学びあい、高めあい、夢と希望をはぐくむ教育の推進			
基本目標	2 多様性を認めあい、誰一人取り残さない教育の推進		
施 策	9 多様な児童生徒への支援の充実	担当課	教育相談室
<p>(1) LGBTQ など、性の多様性を尊重し、様々な「ちがい」を「個性」と考え、お互いに認めあう教育を推進します。</p> <p>(2) 日本語指導加配教員の配置や日本語ボランティアの協力により、外国人児童生徒や帰国児童生徒の個に応じた支援を適切に行います。</p>			
令和6年度の主な取組みと成果			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校に加え中学校にも日本語指導教員を派遣し、外国人児童生徒や帰国児童生徒の学校生活支援、学習支援、および情緒支援を行った。来日して日が浅い生徒が、日本語指導教員の指導により、一斉授業においても学習参加できるようになったなどの事例があった。また、日本語指導教員とその指導をサポートするボランティアとの連絡協議会を定期的に開催するとともに、新規登録ボランティアを対象とした現場実習を開催した。 <p>➤ 日本語指導教員による支援 小学生 47名、中学生 10名</p> 			
課題及び今後の方向性			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国籍住民の増加に伴い、今後も日本語指導が必要な児童生徒の増加が予想される。引き続き体制整備に努めるとともに、ボランティアの方がその力を効果的に発揮できるよう実習機会等を作っていく。 			
外部評価者の意見等			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国籍の子どもたちは増加傾向にあり、日本語指導教員の役割は今後さらに重要となる。引き続き配置の充実に務めてほしい。 			
総合評価			
B	A : 十分な成果がある、B : 一定の成果がある、C : 成果が見られない		

基本方針 I 学びあい、高めあい、夢と希望をはぐくむ教育の推進			
基本目標	3 自らの健康・安全を守る資質・能力と健やかな体の育成		
施 策	2 児童生徒の体力向上	担当課	学校教育課
<p>(1) 体力向上推進委員会を中心に、児童生徒の体力の現状と課題を把握し、研修会や授業研究会を通して、体力向上に関する取組みの改善を図ります。</p> <p>(2) 体力向上推進委員会広報紙「いきいき体力」や新体力テストの分析結果を児童生徒や保護者に周知することにより、家庭での体力向上の意識を高めます。</p> <p>(3) 体育の授業などで学習した成果を活かし、児童生徒が日頃から運動に親しめるよう努めます。</p>			
令和6年度の主な取組みと成果			
<ul style="list-style-type: none"> 小学校にラバーリング、中学校にラダーを配布し、児童生徒の敏捷性の向上を目指して教職員対象の実技伝達講習会を実施し、運動の動作などを体験的に学ぶ機会を設定した。 体力向上にかかる取組みや健康教育の啓発を行うため、家庭に向けた広報誌「いきいき体力」を発行した。 			
課題及び今後の方向性			
<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の敏捷性向上に向け、ラバーリングとラダーの効果的な活用法を継続的に研究し、体力向上推進委員会を通して市内各校へ周知していく。 児童生徒の体力向上を図るため、効果の高い取組みを各校に広げることが必要である。経験豊富な教員から指導方法を学び、各校への普及を図っていく。 			
外部評価者の意見等			
<ul style="list-style-type: none"> 敏捷性の向上について、取組みの効果が数値にも表れている。遊びや授業などの工夫に継続的に取り組むことが大切である。子どもたちが楽しさを感じ、運動量も上がるような体育の授業になるとよい。 子どもたちの体は昔より大きくなっているが、体を動かす機会が減り体力は低下している。授業だけではなく、遊びの中で楽しみながら体力がつくような時間が増えるといい。 			
総合評価			
B	A : 十分な成果がある、B : 一定の成果がある、C : 成果が見られない		

基本方針 I 学びあい、高めあい、夢と希望をはぐくむ教育の推進			
基本目標	3 自らの健康・安全を守る資質・能力と健やかな体の育成		
施 策	4 学校保健の充実	担当課	学校教育課
<p>(1) 児童生徒の疾病の予防・早期発見に向け、学校医・学校歯科医・学校薬剤師・保健主事・養護教諭部会及び健康増進センターなどと連携し、各種健康診断、歯科保健指導などを円滑に実施します。</p> <p>(2) 児童生徒の健康増進のため、学校保健研究大会への参加、講演会開催、富士見市歯・口の健康啓発標語コンクールに取り組みます。</p> <p>(3) 警察などの関係機関と連携し、薬物乱用防止教室の実施や喫煙・飲酒などの影響に関する指導に取り組みます。</p> <p>(4) 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向け、消毒液など衛生用品の充実に努めます。</p>			
令和6年度の主な取組みと成果			
<ul style="list-style-type: none"> 家庭からの情報を学校生活管理指導表等により十分把握するとともに、食物アレルギー対応フローチャートや、アレルギー対応マニュアルを活用して、緊急時の適切な対応を各校で確認した。 児童生徒が主体的に口腔の健康について学ぶことができるよう、歯と口の健康コンクールへの参加、学校歯科医による講話、歯科衛生士による歯みがき指導などを行った。 			
課題及び今後の方向性			
<ul style="list-style-type: none"> 飲酒喫煙、オーバードーズなども含めた薬物乱用、現代的な病などについて、児童生徒が理解を深め健康を守ることができるよう、学校医や関係機関等と連携し、学習する機会を増やすことが必要である。 定期健康診断が児童生徒の心や体への関心を高め、健康な生活につながるように、体育（保健領域）の学習と関連を持った指導を行っていくことが必要である。 			
外部評価者の意見等			
<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちが体を大切にする意識を育めるように、健康診断の目的や結果を子どもたち自身にわかりやすく伝えるなど、引き続き健康に関する学習機会の充実に努めてほしい。 			
総合評価			
B	A：十分な成果がある、B：一定の成果がある、C：成果が見られない		

基本方針 I 学びあい、高めあい、夢と希望をはぐくむ教育の推進			
基本目標	4 地域の教育力を生かし教育効果を高める学校教育の推進		
施 策	2 部活動の充実	担当課	学校教育課
<p>(1) 外部指導員の活用を図るとともに、働き方改革・部活動の充実の観点から、部活動の在り方や部活動指導員の配置について検討します。</p> <p>(2) 大会等出場補助金事業により、大会出場にかかる諸経費を補助し、保護者の経済的負担を軽減します。</p>			
令和6年度の主な取組みと成果			
<ul style="list-style-type: none"> 中学校の部活動指導員について、各校の希望配置日数調査と前年実績を踏まえて配置を行ったことにより、生徒が部活動指導員による専門的な指導を受けることができ、また教員負担の軽減においても一定の効果があった。 部活動に係る保護者の経済的負担を軽減するため、大会出場に係る諸経費の補助を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 学校大会出場等補助 大会数 25回 3,900,962円 			
課題及び今後の方向性			
<ul style="list-style-type: none"> 部活動指導員の効果的な配置については、引き続き指導員の増員を含めて検討を続ける必要がある。また、勝利至上主義に陥らず、部活動指導員が学校の方針を理解して指導を行うことができるよう、指導員と十分な意思疎通を図ることが必要である。 部活動地域展開に関する国や県の指針を踏まえ、富士見市の実態に応じた休日の部活動のあり方について検討し、受け皿となる地域の団体を募っていく。 			
外部評価者の意見等			
<ul style="list-style-type: none"> 放課後や休日の部活動が教師の負担になっていることは事実であり、外部指導員の活用は働き方改革とも関連している。一方、部活動は教育活動であり、民間や地域に任せきりにならないよう教育の観点から指導員や保護者ともよく調整し、外部指導員の良い面を活かした部活動の充実が図れるように取り組んでほしい。 			
総合評価			
B	A：十分な成果がある、B：一定の成果がある、C：成果が見られない		

基本方針 I 学びあい、高めあい、夢と希望をはぐくむ教育の推進			
基本目標	4 地域の教育力を生かし教育効果を高める学校教育の推進		
施 策	3 教職員の資質向上と働き方改革の推進	担当課	学校教育課
<p>(1) 小・中・特別支援学校に若手教員育成指導員を配置し、計画的に若手教員の育成・指導を行い、教員の指導力向上を図ります。</p> <p>(2) 埼玉県教育委員会や市教育委員会による学校指導訪問などを計画的に実施し、授業参観などを通して教員の授業力向上を図ります。</p> <p>(3) 学校研究や共同・個人研究を奨励し、授業力向上をめざす教員を支援するとともに、各種研修会などの充実を図ります。</p> <p>(4) 教職員人事評価制度を適切に活用し、教職員の資質・能力の向上に努めます。</p> <p>(5) 教職員の在校時間を把握、管理し、長時間勤務の縮減に努めるとともに、教職員の健康管理に留意します。また、スクール・サポート・スタッフの配置やICTの活用などによる教職員の負担軽減に取り組みます。</p> <p>(6) 研修の充実により、人間性、社会性、コミュニケーション能力など教員の人間力の向上を図ります。</p> <p>(7) 教育相談室による教職員向けの相談などにより、職務上の悩みごとなどの軽減に努めます。</p>			
令和6年度の主な取組みと成果			
<ul style="list-style-type: none"> 若手教員育成指導員を各校に配置し、人材育成計画に沿って、2～5年目の若手教員に対して指導案の作成、授業の進め方、学級経営等について具体的な指導とフォローアップを行った。 教員の授業力向上を図るため、小・中・特別支援学校のうち9校に学校指導訪問を行った。また中学校区ごとに、義務教育9年間を見通した生徒指導と教育相談の充実をテーマに教員指導力向上研修を行い、指導力の向上に取り組んだ。 教員の在校時間を学期ごとに把握し、実態を踏まえた指導を行ったことで、小・中・特別支援学校ともに、在校時間を減少させることができた。 			
課題及び今後の方向性			
<ul style="list-style-type: none"> 各校における学校研究や個人・共同研究の取組が、児童生徒の学びの質の向上や学力向上に繋がっていることを検証するため、報告様式の見直しが必要である。また各研究内容の公開や成果の発信についても検討を行っていく。 			
外部評価者の意見等			
<ul style="list-style-type: none"> 若手教員の資質向上を目指して、計画的な指導育成が行われている。教師の良い面を伸ばし、自尊感情を高めることは、授業の充実にもつながっていく。 			

- ・ 教育への熱意とやる気をもって教壇に立ったが、保護者との関係に悩む教師も多い。若手教員育成指導員による具体的かつ幅広いサポートは大変重要であり、今後も配置の充実に努めてほしい。

総合評価

B

A : 十分な成果がある、B : 一定の成果がある、C : 成果が見られない

5 基本方針Ⅱ 学びあう地域社会をめざす教育の推進

成果指標：基本目標1 家庭・地域の教育力の向上

指標				目標値（令和9年度）	
子育て支援事業の参加率（公民館で実施する事業の実績）				80%	
現状値 (令和3年度)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
71.5%	76.8%	67.9%			

成果指標：基本目標2 生涯にわたる学習機会の提供と地域づくりの推進

指標				目標値（令和9年度）	
学習活動支援に対する満足度（市民意識調査）				50%	
現状値 (令和3年度)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
46.8%	調査実施なし	46.7%			

成果指標：基本目標3 暮らしとまちづくりに役立つ読書活動の推進

指標				目標値（令和9年度）	
図書資料の満足度（図書館利用者アンケート）				85%	
現状値 (令和3年度)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
79.9%	85.0%	79.6%			

成果指標：基本目標4 郷土遺産の継承

指標				目標値（令和9年度）	
「富士見市で魅力ある資源」としての、「歴史・史跡等」の回答割合（市民意識調査）				25%	
現状値 (令和3年度)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
7.4%	調査実施なし	8.6%			

成果指標：基本目標5 開かれた教育委員会

指標				目標値（令和9年度）	
教育委員会のホームページアクセス数（教育行政についてのページ）				1,300件	
現状値 (令和3年度)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
1,007件	1,002件	849件			

基本方針Ⅱ 学びあう地域社会をめざす教育の推進			
基本目標	1 家庭・地域の教育力の向上		
施 策	2 学校・家庭・地域の連携推進	担当課	生涯学習課
<p>(1) 学校や、地域の拠点である公民館、交流センターが連携し、地域子ども教室の運営を支援します。</p> <p>(2) 次代を担う子どもたちの健やかな成長をめざし、関係団体による青少年の健全育成活動を支援します。</p> <p>(3) 公民館による学校運営支援者協議会や地域まちづくり協議会などへの参画・連携により、各団体の活動が円滑に行えるよう支援します。</p>			
令和6年度の主な取組みと成果			
<ul style="list-style-type: none"> 地域子ども教室 各小学校区の企画運営委員会を中心に学校や公民館等と連携して地域子ども教室を実施。放課後や週末における安全で安心な子どもたちの居場所づくりに努めた。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 地域子ども教室開催回数等（10団体の活動実績合計） 開催回数 147回 参加児童数 8,734人 サポーター数 1,766人 地域子ども教室連絡協議会 多くの教室にとって、担い手の確保や活動の周知が課題となっていることから、広報物や連絡ツールの活用事例の情報交換や各教室の工作レシピを発表する研修会の開催などを行い、活動を互いに参考にして事業の充実や運営の工夫につながる機会となるよう努めた。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 開催回数 2回 中学生の主張大会 青少年育成市民会議の活動のひとつである中学生の主張大会の準備や開催に関する支援を実施。市内中学生6名、富士見高校生1名が発表を行い、青少年の思いや考えを理解・共有する機会となった。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 129人参加 			
課題及び今後の方向性			
<ul style="list-style-type: none"> 担い手の固定化や高齢化によって、従来通りの手法や体制による活動が難しくなっている。新たな人材の確保とともに、持続可能な体制づくりについて、団体の状況を踏まえた助言や情報提供などに努めていく。 			
外部評価者の意見等			
<p>(同施策にかかる各担当課の取組みについて一括して評価を実施。外部評価者の意見は生涯学習課の欄にまとめて記述した。)</p>			

- ・ 公民館を拠点とした各地域の活動の本質は、地域の中でどのように文化を発展させていくかということ。地域の方が様々な活動にかかわることはまさに生涯学習であり、関わりを持つ方が減っていることは大きな課題である。
- ・ 生涯学習は福祉や学校などあらゆることに関連している。生涯学習課や公民館は、関係機関や団体などが連携すると何ができるのかということも意識して、コーディネーター的な役割を発揮することも重要である。いろいろな機関や、人と人との間（はざま）を埋める役割を担うことができるのが公民館である。
- ・ 活動に参加していない方をどのように巻き込んでいくのかを考えていく必要がある。中学生なども参加し、一緒に地域活動に取り組み、地域に目を向ける心を育んでいくことは大切である。子どもが少なくなっているからこそ、子どもを中心に地域社会をつくるとよい。これまでの取組みと、そこにかかわってきたすべての方々が地域の財産である。そこに子どもたちを加えてさらに発展をさせてほしい。

総合評価

B

A：十分な成果がある、B：一定の成果がある、C：成果が見られない

基本方針Ⅱ 学びあう地域社会をめざす教育の推進

基本目標	1 家庭・地域の教育力の向上		
施 策	2 学校・家庭・地域の連携推進	担当課	鶴瀬公民館

- (1) 学校や、地域の拠点である公民館、交流センターが連携し、地域子ども教室の運営を支援します。
- (2) 次代を担う子どもたちの健やかな成長をめざし、関係団体による青少年の健全育成活動を支援します。
- (3) 公民館による学校運営支援者協議会や地域まちづくり協議会などへの参画・連携により、各団体の活動が円滑に行えるよう支援します。

令和6年度の主な取組みと成果

- ・ 地域子ども教室「わくわくクレインキッズ」の活動として、スポーツ活動や手芸、工作などを鶴瀬小学校で開催。事前会議や当日運営などを通じて団体活動が円滑に実施されるよう支援を行った。
 - 4回開催 延べ409人参加
- ・ 学校運営支援者協議会
活動が円滑に行えるよう、学校や地域等に関する情報の共有に努めた。
 - 3回開催

課題及び今後の方向性

- ・ 感染症の影響により活動機会が減少した影響が残り、子どもや青少年に関する団体同士のつながりが弱い状態が続いている。引き続き、事業に係る相談や関係団体との連絡調整を通じて、各団体が活発で持続的な活動ができるよう支援に努めていく。

外部評価者の意見等

(同施策にかかる各担当課の取組みについて一括して評価を実施。外部評価者の意見は生涯学習課の欄にまとめて記述した。)

総合評価

B	A：十分な成果がある、B：一定の成果がある、C：成果が見られない
---	----------------------------------

基本方針Ⅱ 学びあう地域社会をめざす教育の推進

基本目標	1 家庭・地域の教育力の向上		
施 策	2 学校・家庭・地域の連携推進	担当課	南畠公民館

- (1) 学校や、地域の拠点である公民館、交流センターが連携し、地域子ども教室の運営を支援します。
- (2) 次代を担う子どもたちの健やかな成長をめざし、関係団体による青少年の健全育成活動を支援します。
- (3) 公民館による学校運営支援者協議会や地域まちづくり協議会などへの参画・連携により、各団体の活動が円滑に行えるよう支援します。

令和6年度の主な取組みと成果

- ・ あそび隊夏まつり
地域子ども教室「なんばたあそび隊」の活動として、主に小学生が楽しめる市民手作りの夏まつりを南畠公民館内で開催。事業企画や当日運営など団体活動が円滑に実施されるよう支援を行った。
➤ 約 420 人参加

課題及び今後の方向性

- ・ 地域子ども教室については、夏まつりの会場が公民館から学校に変わる予定があるが、引き続き事業企画や運営について相談に応じながら、活動が円滑に行えるよう支援に努めていく。

外部評価者の意見等

(同施策にかかる各担当課の取組みについて一括して評価を実施。外部評価者の意見は生涯学習課の欄にまとめて記述した。)

総合評価

B	A : 十分な成果がある、B : 一定の成果がある、C : 成果が見られない
---	--

基本方針Ⅱ 学びあう地域社会をめざす教育の推進

基本目標	1 家庭・地域の教育力の向上		
施 策	2 学校・家庭・地域の連携推進	担当課	水谷公民館

- (1) 学校や、地域の拠点である公民館、交流センターが連携し、地域子ども教室の運営を支援します。
- (2) 次代を担う子どもたちの健やかな成長をめざし、関係団体による青少年の健全育成活動を支援します。
- (3) 公民館による学校運営支援者協議会や地域まちづくり協議会などへの参画・連携により、各団体の活動が円滑に行えるよう支援します。

令和6年度の主な取組みと成果

- 地域子ども教室「水谷子ども広場」の活動として、子どもたちを対象に絵手紙や押し花、茶道などの体験ができるコーナーを公民館サークルの協力を得ながら開催。子どもたちの放課後の居場所になるとともに、公民館活動を体験する機会となっている。
 - 5回開催 延べ188人参加
- まちづくり協議会活動の支援
水谷小学校区まちづくり協議会が行う、防災訓練やコンサートなどの準備や開催に関する支援を実施。
 - 防災訓練 190人参加
 - コンサート 95人参加

課題及び今後の方向性

- 公民館利用サークルの高齢化により、地域子ども教室への協力を続けることが徐々に難しくなっている。開催の支援とともに、運営体制への助言などを行うなど、持続的な活動ができるように努めていく。
- 水谷小学校区まちづくり協議会については、組織や運営が確立していることから、協議会の主体性を重視した支援を引き続きしていく。

外部評価者の意見等

(同施策にかかる各担当課の取組みについて一括して評価を実施。外部評価者の意見は生涯学習課の欄にまとめて記述した。)

総合評価

B	A：十分な成果がある、B：一定の成果がある、C：成果が見られない
---	----------------------------------

基本方針Ⅱ 学びあう地域社会をめざす教育の推進			
基本目標	1 家庭・地域の教育力の向上		
施 策	2 学校・家庭・地域の連携推進	担当課	水谷東公民館
<p>(1) 学校や、地域の拠点である公民館、交流センターが連携し、地域子ども教室の運営を支援します。</p> <p>(2) 次代を担う子どもたちの健やかな成長をめざし、関係団体による青少年の健全育成活動を支援します。</p> <p>(3) 公民館による学校運営支援者協議会や地域まちづくり協議会などへの参画・連携により、各団体の活動が円滑に行えるよう支援します。</p>			
令和6年度の主な取組みと成果			
<ul style="list-style-type: none"> 水谷東安心まちづくり協議会の活動支援 円滑な運営が行えるよう事務局として支援し、地域との連携や住民主体のまちづくり推進に努めた。 <ul style="list-style-type: none"> 地域連絡会議（4回）、各部会会議（随時）、広報誌の発行 各種事業等支援（主なもの） <ul style="list-style-type: none"> 夏休みラジオ体操 参加人数 486人 地域問題学習会 参加人数 50人 地域合同防災訓練 参加人数 451人（うち中学生69人） 書初め教室 参加人数 30人（他ボランティア中学生1名参加） 非常災害対応訓練 参加人数 256人（うち中学生2人） 			
課題及び今後の方向性			
<ul style="list-style-type: none"> まちづくり協議会の担い手として活動している方は、複数の活動にかかわる方も多く、担い手の負担や人材の高齢化も進んでいる。関係団体と連携して地域の方の参画を促し、活発かつ持続可能な活動ができるよう取り組んでいく。 			
外部評価者の意見等			
<p>（同施策にかかる各担当課の取組みについて一括して評価を実施。外部評価者の意見は生涯学習課の欄にまとめて記述した。）</p>			
総合評価			
B	A：十分な成果がある、B：一定の成果がある、C：成果が見られない		

基本方針Ⅱ 学びあう地域社会をめざす教育の推進

基本目標	2 生涯にわたる学習機会の提供と地域づくりの推進		
施 策	5 施設の運営・整備 鶴瀬公民館	担当課	鶴瀬公民館

- (1) 誰もが使いやすく、安全で快適に利用できる公民館として、ユニバーサルデザインに配慮した施設の整備を進めます。
- (2) 市長部局との連携により、災害時における避難所や情報収集拠点としての機能の充実を図ります。

令和6年度の主な取組みと成果

- 公共施設予約システムの更新
公民館ほか市内の20公共施設が使用する予約システムを更新し、スマートフォン等での使い勝手の向上や、オンラインによるクレジットカード決済に対応した。
- 施設維持管理
施設機能を維持するため故障箇所の修繕を実施した。また故障した電話機やホワイトボードを新たなものに交換した。
《修繕》
 - コミュニケーションセンターホール（ドアクローザー交換、誘導用電子チャイム交換、座面洗浄）
 - コミュニケーションセンター外壁落下防止ネット設置
 - 公民館（空調冷却水管理装置交換、床面点字シート交換、和室敷居修繕、換気扇修繕、中庭屋外コンセント交換、トイレ修繕（1か所））
《備品等》
 - 投影両面ホワイトボード、電話機

課題及び今後の方向性

- 建設後40年を超えており、公共施設個別施設計画に沿って、計画的に施設維持を行うとともに、引き続き施設・設備の定期的な点検を行い、安全で快適に利用できるよう、必要な修繕を計画的に行っていく。

外部評価者の意見等

（同施策にかかる各担当課の取組みについて一括して評価を実施。外部評価者の意見は鶴瀬公民館の欄にまとめて記述した。）

- 各施設とも設置から長い年月が経っているが、各館とも施設を安全に利活用できるように日ごろから維持管理に努めている。
- 防音された部屋や電子機器の利用環境など、時代の変化によって施設に求められる機能やニーズも変化している。いずれ建て替え等を考えることになるが、これから社会教育施設に必要な設備や機能についても考える時期に来ているのではないか。

- 今公民館を利用していない方のニーズを把握し、それらにも対応できる施設展開が必要である。子育て中の方や、若い世代の要望などの分析や研究を進め、新しい公民館づくりについて考えてほしい。地域の中心的存在になる公民館になってほしい。

総合評価

B

A : 十分な成果がある、B : 一定の成果がある、C : 成果が見られない

基本方針Ⅱ 学びあう地域社会をめざす教育の推進			
基本目標	2 生涯にわたる学習機会の提供と地域づくりの推進		
施 策	5 施設の運営・整備 南畠公民館	担当課	南畠公民館
<p>(1) 誰もが使いやすく、安全で快適に利用できる公民館として、ユニバーサルデザインに配慮した施設の整備を進めます。</p> <p>(2) 市長部局との連携により、災害時における避難所や情報収集拠点としての機能の充実を図ります。</p>			
令和6年度の主な取組みと成果			
<ul style="list-style-type: none"> 施設機能を維持するため故障箇所の修繕を実施した。 <p>《修繕》</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務室窓クレセント交換 多目的ホール用ワイヤレス受信機修繕 建具交換等修繕（生活実習室ドアクローザー、倉庫ドアノブ） 			
課題及び今後の方向性			
<ul style="list-style-type: none"> 破損・故障箇所の速やかな修繕を行うとともに、令和2年度に実施した大規模改修箇所以外の設備等については故障や劣化状況の把握に努め、計画的に改修を行うことが必要である。 			
外部評価者の意見等			
<p>（同施策にかかる各担当課の取組みについて一括して評価を実施。外部評価者の意見は鶴瀬公民館の欄にまとめて記述した。）</p>			
総合評価			
B	A：十分な成果がある、B：一定の成果がある、C：成果が見られない		

基本方針Ⅱ 学びあう地域社会をめざす教育の推進			
基本目標	2 生涯にわたる学習機会の提供と地域づくりの推進		
施 策	5 施設の運営・整備 水谷公民館	担当課	水谷公民館
<p>(1) 誰もが使いやすく、安全で快適に利用できる公民館として、ユニバーサルデザインに配慮した施設の整備を進めます。</p> <p>(2) 市長部局との連携により、災害時における避難所や情報収集拠点としての機能の充実を図ります。</p>			
令和6年度の主な取組みと成果			
<ul style="list-style-type: none"> 施設機能を維持するため故障箇所の修繕を実施した。 <p>《修繕》</p> <ul style="list-style-type: none"> 水屋流し排水漏水 事務室ブラインド交換 卓球台脚部溶接 和室1・2畳交換 裁断機部品交換 1F トイレ（詰まり） 2F トイレ（詰まり、雨漏り） 倉庫（雨漏り） 			
課題及び今後の方向性			
<ul style="list-style-type: none"> 建築から45年が経過し老朽化が進んでいる。安全で快適に利用できるよう、引き続き施設・設備の定期的な点検を行い、必要な修繕を計画的に行っていく。 			
外部評価者の意見等			
<p>（同施策にかかる各担当課の取組みについて一括して評価を実施。外部評価者の意見は鶴瀬公民館の欄にまとめて記述した。）</p>			
総合評価			
B	A：十分な成果がある、B：一定の成果がある、C：成果が見られない		

基本方針Ⅱ 学びあう地域社会をめざす教育の推進

基本目標	2 生涯にわたる学習機会の提供と地域づくりの推進		
施 策	5 施設の運営・整備 水谷東公民館	担当課	水谷東公民館

- (1) 誰もが使いやすく、安全で快適に利用できる公民館として、ユニバーサルデザインに配慮した施設の整備を進めます。
- (2) 市長部局との連携により、災害時における避難所や情報収集拠点としての機能の充実を図ります。

令和6年度の主な取組みと成果

- 施設機能を維持するため故障箇所の修繕を実施した。

《修繕》

- 舞台緞帳開閉装置交換、舞台の平置き、床の段差解消（多目的ホール）
- エレベーター非常電源用バッテリー交換
- 冷水器排水管漏水
- 空調設備電磁弁交換（1Fロビー）
- シーリング打ち替え（ふれあいサロン外壁目地）

課題及び今後の方向性

- 不具合によって利用者の安全に支障が生じないよう、破損・故障箇所の速やかな修繕を行うとともに、引き続き定期的な点検により故障や劣化状況の把握に努めていく。

外部評価者の意見等

（同施策にかかる各担当課の取組みについて一括して評価を実施。外部評価者の意見は鶴瀬公民館の欄にまとめて記述した。）

総合評価

B	A : 十分な成果がある、B : 一定の成果がある、C : 成果が見られない
---	--

基本方針Ⅱ 学びあう地域社会をめざす教育の推進			
基本目標	3 暮らしとまちづくりに役立つ読書活動の推進		
施 策	2 子ども読書活動の推進	担当課	生涯学習課
<p>(1) 読書を通じて乳幼児期から中高生までの各世代が豊かな心をはぐくみ、知る喜びを得られるよう、本にふれる機会と読書情報の提供を充実します。</p> <p>(2) 保護者やボランティア向けの読み聞かせ講座の開催や読み聞かせ絵本リストの作成などを行い、子どもの読書に関する啓発に努めます。</p> <p>(3) 読書意欲の向上を図るため、市民ボランティアや学校などと連携し、おはなし会、読み聞かせ、ブックトークなどを行うほか、読書コンクールなどを開催します。</p>			
令和6年度の主な取組みと成果			
<ul style="list-style-type: none"> 朝の読書や調べる学習など、読書や学習において電子書籍も含めた活用が図れるよう、市内全小学校の児童と先生に電子図書館のIDを配布するとともに、1つの資料を複数の方が同時に利用できるマルチライセンスの電子書籍の拡充を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 電子図書館資料数 4,045点（うちマルチライセンス 75点） 読書情報を提供し本に触れるきっかけとなるように、乳児から中高生を対象に、年齢や学年ごとに本を紹介するブックリストを作成した。また、おはなし会やおすすめする本をPOPで紹介する富士見市子ども読書コンクール、図書館の仕事体験などを通じて本や図書館について学ぶ子ども司書講座を開催し、本の楽しさや魅力を伝え読書意欲を高める機会とした。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ ブックリスト作成 0・1・2歳向け、3・4・5歳向け 小学校低学年向け、小学校中学年向け、小学校高学年向け 中高生向け ➤ おはなし会 開催回数（合計）212回 参加者数（合計）4,203人 ➤ 富士見市子ども読書コンクール 参加者 321人 ➤ 子ども司書講座 参加者 6人 			
課題及び今後の方向性			
<ul style="list-style-type: none"> 本が好きになる子どもが増えるよう、家庭や学校をはじめ様々な機会を通じて読書の楽しさや魅力を伝えることが必要である。引き続き読書情報の提供や本に関する事業に取り組み、子どもたちの読書意欲が高まるよう努めていく。 			
外部評価者の意見等			
<ul style="list-style-type: none"> 電子図書館の利用状況の分析はもう少し詳しく行うことが必要である。 子どもたち自身が中心となって読書活動を推進するような取組みがあるとよい。 			

- ・ どの学校に通う子どもたちにも充実した読書環境を提供できるように、学校間で図書室や図書室にかかわる方の差が生じないようにすることが大切である。
- ・ 小学校1年生の子が安らぐ時間の1つが読み聞かせの時間だと思う。人の声で聞かせる読書の時間を大切にしてほしい。

総合評価

B

A：十分な成果がある、B：一定の成果がある、C：成果が見られない

基本方針Ⅱ 学びあう地域社会をめざす教育の推進			
基本目標	4 郷土遺産の継承		
施 策	1 文化財の保存と活用	担当課	生涯学習課
<p>(1) 市内に残る文化財の散逸や消失を防ぐため、貴重かつ重要なものは市指定文化財に追加するとともに、良好な保存状態で後世に残していくよう、文化財の適切な保護・管理に努めます。</p> <p>(2) 埋蔵文化財包蔵地内の開発行為に対し、開発事業者への指導と発掘調査を実施し、埋蔵文化財を適切に保護します。</p> <p>(3) 文化財や郷土の歴史への理解を深めるため、遺跡見学会やホームページなどを通して、発掘調査の成果など様々な文化財情報を提供します。</p> <p>(4) 公共施設や商業施設を利用した文化財の展示解説や体験活動などにより、市内に残る貴重な文化財の魅力を発信する「見せる化」に努めます。</p> <p>(5) 市内に所在する古文書などの歴史資料や民具などの民俗資料の調査・収集・保存を行い、企画展などで積極的に公開します。</p> <p>(6) 文化財を適切に整理・保存できるよう、文化財整理室及び文化財収蔵庫の移転・整備及び活用について検討します。</p>			
令和6年度の主な取組みと成果			
<ul style="list-style-type: none"> 埋蔵文化財の保護を行うため、開発行為に対し、埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の周知及び指導を行った。また、記録保存のため緊急の発掘調査を随時実施し、文化財報告書を作成した。 <ul style="list-style-type: none"> 試掘調査 50 件、31,117 m² 記録保存のための本発掘調査 11 件、4,144 m² 令和 6 年度作成文化財報告書 富士見市文化財報告 第 77 集 市内遺跡発掘調査 XVIII 市指定文化財のうち、屋外に所在する 14 件について巡視点検を実施。文化財を保護するために設置した設備の劣化などが確認されたため、文化財審議会において保存・管理について意見を伺った。 郷土の歴史への理解を深める機会として、埼玉県埋蔵文化財調査事業団との共催により、ららぽーと富士見で埋蔵文化財出土品展「ほるたま展」を開催したほか、水谷公民館・南畠公民館での埋蔵文化財展示を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ほるたま展 2024 「古墳時代の祈り」第三部 期日：令和 6 年 10 月 19 日～令和 6 年 10 月 20 日 来場者数：2,341 人 水谷公民館 埋蔵文化財展示「大字水子の正網遺跡と水谷地区の埋蔵文化財」 期日：令和 6 年 4 月 19 日～令和 6 年 8 月 30 日 南畠公民館 埋蔵文化財展示「南畠地区の大集落 上内手遺跡」 期日：令和 6 年 6 月 28 日～令和 6 年 7 月 31 日 			

課題及び今後の方向性

- 中規模以上の発掘調査や試掘調査件数が増加し、試掘・本発掘調査までに期間を要する場合がある。今後も道路建設を含む規模の大きい開発行為が予定されているため、調査が重なった場合など状況に応じた体制確保が必要である。
- 文化財保護のために設置した設備に劣化がみられるケースがあるため、定期的な点検により状態を把握し、計画的な修繕を行っていく。

外部評価者の意見等

(同施策にかかる各担当課の取組みについて一括して評価を実施。外部評価者の意見は生涯学習課の欄にまとめて記述した。)

- 文化財の保管場所について、学校の余裕教室を活用するなど努力は認められるものの、改修工事などで移設が必要になるなど苦慮している状況である。特に発掘調査による出土品の保管場所確保は大きな課題であり、対策が必要である。

総合評価

B	A : 十分な成果がある、B : 一定の成果がある、C : 成果が見られない
---	--

基本方針Ⅱ 学びあう地域社会をめざす教育の推進

基本目標	4 郷土遺産の継承		
施 策	1 文化財の保存と活用	担当課	資料館

- (1) 市内に残る文化財の散逸や消失を防ぐため、貴重かつ重要なものは市指定文化財に追加するとともに、良好な保存状態で後世に残していくよう、文化財の適切な保護・管理に努めます。
- (2) 埋蔵文化財包蔵地内の開発行為に対し、開発事業者への指導と発掘調査を実施し、埋蔵文化財を適切に保護します。
- (3) 文化財や郷土の歴史への理解を深めるため、遺跡見学会やホームページなどを通して、発掘調査の成果など様々な文化財情報を提供します。
- (4) 公共施設や商業施設を利用した文化財の展示解説や体験活動などにより、市内に残る貴重な文化財の魅力を発信する「見せる化」に努めます。
- (5) 市内に所在する古文書などの歴史資料や民具などの民俗資料の調査・収集・保存を行い、企画展などで積極的に公開します。
- (6) 文化財を適切に整理・保存できるよう、文化財整理室及び文化財収蔵庫の移転・整備及び活用について検討します。

令和6年度の主な取組みと成果

- ・ 企画展やコーナー展示など、収蔵資料の展示・公開を行った。
水子貝塚資料館 年間入館者数 46,437人
 - コーナー展示「一品展」
令和6年9月1日から令和6年12月1日まで
 - 企画展「縄文文化のはじまり～ハケ上遺跡全部見せます～」
令和7年3月15日から令和7年6月15日まで
- ・ 郷土の歴史や文化財の魅力を伝えるため、埋蔵文化財発掘調査見学会の開催、地域研究の成果をまとめた市立資料館調査研究報告第2号をオンラインで発行した。
 - 史跡水子貝塚発掘調査現地説明会 90人参加

課題及び今後の方向性

- ・ 文化財資料や民俗資料を収蔵するスペースが不足している。地域の財産として適切に保存・管理を行い後世に継承するために、収蔵場所の確保が必要となっている。

外部評価者の意見等

(同施策にかかる各担当課の取組みについて一括して評価を実施。外部評価者の意見は生涯学習課の欄にまとめて記述した。)

総合評価

B

A : 十分な成果がある、B : 一定の成果がある、C : 成果が見られない

基本方針Ⅱ 学びあう地域社会をめざす教育の推進

基本目標	4 郷土遺産の継承		
施 策	3 郷土芸能・伝統工芸の継承	担当課	生涯学習課

- (1) 扇だこやほうき、竹かごなどのかつて市内で盛んだった工芸品・民芸品を伝承する団体の活動を支援します。
- (2) 郷土芸能を知り、郷土への愛着を深めるため、郷土芸能の動画公開など民俗文化財に関する情報提供に努めます。
- (3) 郷土芸能をはじめとした民俗文化財の保存・継承のための支援を行います。

令和6年度の主な取組みと成果

- ・ 地域の無形民俗文化を保存・継承するため、郷土芸能で使用する獅子頭、提灯（市内郷土芸能保存団体富士見市石井囃子保存会保有）の補修に係る支援を行った。

課題及び今後の方向性

- ・ 地域の郷土芸能については、保存団体の高齢化や社会の変化により、活動が縮小傾向にある。引き続き活動の記録保存を図るとともに、保存団体の支援を進めていく。

外部評価者の意見等

- ・ 郷土芸能はなくなってしまうと復活することは非常に難しい。子どものころから郷土芸能に触れる機会をつくることや、富士見市の外から来た方に、地域の文化の良さを再発見してもらうなど、担い手を若い世代に継承する取組みを考える必要がある。活動を支える補助金を維持することも大切である。

総合評価

- | | |
|---|--|
| B | A : 十分な成果がある、B : 一定の成果がある、C : 成果が見られない |
|---|--|

6 まとめ

令和6年度の外部評価においては、対象とした15施策について、忌憚のない評価をいただくとともに、全体的な観点から次のような意見をいただきました。

- ・ 十分な成果が見えつつある事業と、一定の成果を得つつもまだ大きな課題を抱えている事業などがあると感じます。限られた予算と人員体制の中ですが、それぞれの課題に向き合い、成果につながっていくことを期待しています。
- ・ 学校教育は、若い教師を育てることが大切です。いっぱい活動がて、いっぱい頑張れた、と子どもたち自身が感じられるような授業力の基礎を身に着けて、若い先生が活躍できることを願っています。社会教育は、人と人とのつながりをつくることが大切です。地域のつながりがあれば、できることも増えていきます。生涯学習課や公民館の活動に期待しています。
- ・ 本当に楽しいことというのは、自分で考えて、自分のやりたいと思ったことを、自分で実現することだと思います。児童会や生徒会などの自治・自主的な活動はそのような面からも大切です。安全安心とともに、自由や冒険を見守り、学校が子どもたちにとって楽しい場であり続けることを願っています。
- ・ 人同士がつながることが難しい世の中になっていると感じています。70年代の人口急増の時代において、公民館は社会のつながりをつくる重要な役割を果たしてきたように、今の社会において、従来とは違うつながりの姿を描いてください。

第3次教育振興基本計画の2年目にあたる今回の事務事業点検・評価の結果を踏まえ、「学びあい 人がつながり 一人ひとりが輝く 富士見の教育」を目指し、引き続き各種施策を推進してまいります。

議案第24号

富士見市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
富士見市立学校管理規則（昭和32年教委規則第5号）の一部を改正する規則を別
紙のとおり制定する。

令和7年10月20日提出

富士見市教育委員会
教育長 山口武士

提案理由

フレックスタイム制の対象者拡充に伴い、富士見市立学校管理規則の一部を改正したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号の規定により、この案を提出します。

富士見市立学校管理規則（昭和32年教委規則第5号）新旧対照表

新	旧
<p>(勤務時間の割振り等)</p> <p>第20条 職員の学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年埼玉県条例第28号。以下「条例」という。)第4条及び第5条第1項の規定に基づく週休日、週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割振りは、学校運営の必要に応じて校長が定める。</p> <p>2 条例第6条第1項(同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づく週休日又は週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日の振替及び半日勤務時間の割振り変更は、校長が行う。</p>	<p>(勤務時間の割振り等)</p> <p>第20条 職員の<u>週休日</u>及び勤務時間の割振りは、学校運営の必要に応じて校長が定める。</p> <p>2 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年埼玉県条例第28号。以下「条例」という。)第6条の規定に基づく週休日の振替え及び半日勤務時間の割振り変更は、校長が行う。</p>
<p>附 則</p> <p>この規則は令和8年1月1日から施行する。</p>	

議案第25号

富士見市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について
富士見市立学校職員服務規程（昭和32年教委訓令第6号）の一部を改正する訓令
を別紙のとおり制定する。

令和7年10月20日提出

富士見市教育委員会
教育長 山口武士

提案理由

フレックスタイム制の対象者拡充に伴い、富士見市立学校職員服務規程の一部を改正したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号の規定により、この案を提出します。

富士見市立学校職員服務規程（昭和32年教委訓令第6号）新旧対照表

新	旧
(休暇)	(休暇)
第11条 職員が学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (平成7年埼玉県条例第28号。以下「条例」という。) 第13条に規定する年次休暇又は学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年埼玉県教育委員会規則第9号。以下「勤務時間等規則」という。) 第12条第1項第1号本文に規定する休暇(以下「産前産後の休暇」という。)を受けようとするときは、年次休暇については休暇届簿(様式第5号)をもって、産前産後の休暇については休暇届(様式第6号)をもって、校長にあっては教育長に、その他の職員にあっては校長に、それぞれ届け出なければならない。	第11条 職員が学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (平成7年埼玉県条例第28号。以下「条例」という。) 第13条に規定する年次休暇又は学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年埼玉県教育委員会規則第9号。以下「勤務時間等規則」という。) 第12条第1項第1号本文に規定する休暇(以下「産前産後の休暇」という。)を受けようとするときは、年次休暇については休暇届簿(様式第5号)をもって、産前産後の休暇については休暇届(様式第6号)をもって、校長にあっては教育長に、その他の職員にあっては校長に、それぞれ届け出なければならない。
2 職員が条例第15条に規定する特別休暇(産前産後の休暇を除く。)を受けようとするときは、休暇願(様式第7号)をもって、校長にあっては教育長に、その他の職員にあっては校長に、それぞれ願い出なければならない。ただし、勤務校内において全血献血をするため勤務時間等規則 <u>第12条第1項第22号</u> に規定する休暇を受けようとするときは、口頭により願い出ることができる。	2 職員が条例第15条に規定する特別休暇(産前産後の休暇を除く。)を受けようとするときは、休暇願(様式第7号)をもって、校長にあっては教育長に、その他の職員にあっては校長に、それぞれ願い出なければならない。ただし、勤務校内において全血献血をするため勤務時間等規則 <u>第12条第1項第21号</u> に規定する休暇を受けようとするときは、口頭により願い出ることができる。
3 (略)	3 (略)

4 職員が、次に掲げる病気休暇の承認を受けようとするときは、前項の規定による願い出の際、医師の証明書その他勤務しない事由を十分に明らかにする証明書類を添えなければならぬ。

(1) 連続する8日以上の期間の病気休暇（当該期間における週休日、週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日、時間外勤務代休時間全指定日（勤務時間規則第10条第1項に規定する時間外勤務代休時間全指定日をいう。）、学校職員の休日及び学校職員の休日の代休日以外の日（以下この項において「要勤務日」という。）の日数が3日以下であるものを除く。）

5～6 (略)

7 職員が、勤務時間等規則第12条第1項第25号に規定する休暇を受けようとするときは、第2項による願い出の際、ボランティア活動計画書（様式第10号）を添えなければならぬ。

附 則

この訓令は令和8年1月1日から施行する。

4 職員が、次に掲げる病気休暇の承認を受けようとするときは、前項の規定による願い出の際、医師の証明書その他勤務しない事由を十分に明らかにする証明書類を添えなければならぬ。

(1) 連続する8日以上の期間の病気休暇（当該期間における週休日_____、時間外勤務代休時間全指定日（勤務時間規則第10条第1項に規定する時間外勤務代休時間全指定日をいう。）、学校職員の休日及び学校職員の休日の代休日以外の日（以下この項において「要勤務日」という。）の日数が3日以下であるものを除く。）

5～6 (略)

7 職員が、勤務時間等規則第12条第1項第24号に規定する休暇を受けようとするときは、第2項による願い出の際、ボランティア活動計画書（様式第10号）を添えなければならぬ。

報告事項（1）資料

富士見市就学援助費支給要綱（平成17年告示第16号）新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 就学援助費 経済的な理由により就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し、必要な援助を行うための費用をいう。</p> <p>(2) 児童 法第18条に規定する学齢児童をいう。</p> <p>(3) 生徒 法第18条に規定する学齢生徒をいう。</p> <p>(4) 保護者 法第16条に規定する保護者をいう。</p> <p>(5) 削除</p> <hr/> <p>(6) 削除</p> <hr/> <p>—</p> <p>(支給対象者)</p> <p>第3条 就学援助費の支給対象者は、小学校又は中学校に在学する児童又は生徒の保護者で、市内に住所を有し、かつ、次の</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 就学援助費 経済的な理由により就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し、必要な援助を行うための費用をいう。</p> <p>(2) 児童 法第18条に規定する学齢児童をいう。</p> <p>(3) 生徒 法第18条に規定する学齢生徒をいう。</p> <p>(4) 保護者 法第16条に規定する保護者をいう。</p> <p>(5) 要保護者 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する者をいう。</p> <p>(6) 準要保護者 次条第2号又は第3号に該当する者をいう。</p> <p>(支給対象者)</p> <p>第3条 就学援助費の支給対象者は、小学校又は中学校に在学する児童又は生徒の保護者で、市内に住所を有し、かつ、次の</p>

各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）

(2) 要保護者に準ずる程度に困窮している者で、次に掲げるもの

ア 第5条に規定する申請時において、生計を同じくする世帯全員（当該世帯の生計を主として維持する者が富士見市以外（国外を含む。）に居住している場合において、当該世帯の生計を主として維持する者は、当該申請に係る世帯と同一の世帯とみなす。）の前年所得（地方税法（昭和25年法律第226号）第313条第1項に規定する所得の合計額をいう。ただし、給与所得、公的年金等所得のいずれかがある者については、当該合計額から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0。）とする。）の合計が、生活保護法第8条第1項の規定による厚生労働大臣が定める保護の基準により算定される額の1.3倍未満の者

イ その他市長が特に必要と認める者

各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 要保護者

(2) 第5条に規定する申請時において、生計を同じくする世帯全員（当該世帯の生計を主として維持する者が富士見市以外（国外を含む。）に居住している場合において、当該世帯の生計を主として維持する者は、当該申請に係る世帯と同一の世帯とみなす。）の前年所得（地方税法（昭和25年法律第226号）第313条第1項に規定する所得の合計額をいう。ただし、給与所得、公的年金等所得のいずれかがある者については、当該合計額から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0。）とする。）の合計が、生活保護法第8条第1項の規定による厚生労働大臣が定める保護の基準により算定される額の1.3倍未満の者

(3) その他市長が特に必要と認める者

(就学援助費)

第4条 市長は、次に掲げる費目を就学援助費として支給するものとする。ただし、生活保護法第13条の規定による教育扶助が行われている要保護者へ支給する就学援助費の費目は、第6号及び第7号に限る。

(1) 学用品費

(2) 通学用品費

(3) 新入学用品費

(4) 校外活動費

(5) 学校給食費

(6) 修学旅行費

(7) 医療費

(8) オンライン学習通信費

2 前項本文の規定にかかわらず、同項第3号に規定する費目の支給を受け、又は前年度に第8条第1項の規定による支給を受けたときは、前項第2号の費目は支給しない。

3 第1項本文の規定にかかわらず、同項第3号に規定する費目は、第1学年の児童又は生徒の保護者から入学年度の4月

(就学援助費)

第4条 就学援助費は、別表の左欄に掲げる費目に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる支給対象者に対して支給するものとする。

末日までに第5条の規定による申請があった場合に限り、支給する。

4 第1項各号の費目の内容及び支給額は、市長が別に定める。

(新入学用品費の入学前支給)

第8条 翌年度に小学校第1学年の児童となる者(以下「入学予定児童」という。)又は前条第1項に規定する支給決定者で、翌年度に中学校第1学年の生徒となる児童(以下「入学予定生徒」という。)の保護者は、入学前に就学援助費(新入学用品費に限る。)の支給(以下「新入学用品費入学前支給」という。)を受けることができる。

2 前項の規定による新入学用品費入学前支給の対象者については、第3条の規定を準用する。この場合において、同条各号列記以外の部分中「小学校又は中学校に在学する児童又は生徒」とあるのは「翌年度に小学校第1学年の児童となる者又は中学校第1学年の生徒となる児童」と、同条第2号ア中「第5条」とあるのは「第9条」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定により支給を受けた場合は、第4条第3項の規定による新入学用品費は支給しない。

(新入学用品費の入学前支給)

第8条 翌年度に小学校第1学年の児童となる者(以下「入学予定児童」という。)又は前条第1項に規定する支給決定者で、翌年度に中学校第1学年の生徒となる児童(以下「入学予定生徒」という。)の保護者は、入学前に就学援助費(新入学用品費に限る。)の支給(以下「新入学用品費入学前支給」という。)を受けることができる。

2 前項の規定による新入学用品費入学前支給の対象者については、第3条の規定を準用する。この場合において、同条各号列記以外の部分中「小学校又は中学校に在学する児童又は生徒」とあるのは「翌年度に小学校第1学年の児童となる者又は中学校第1学年の生徒となる児童」と、同条第2号中「第5条」とあるのは「第9条」と読み替えるものとする。

(新設)

(新入学用品費入学前支給の決定等)

第10条 市長は、前条の規定により申請があったときは、速やかに新入学用品費入学前支給の適否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により支給することを決定したときは、新入学用品費入学前支給決定通知書（様式第6号）により当該申請者に通知するとともに、速やかに当該新入学用品費を支給するものとする。

3 市長は、第1項の規定により支給しないことを決定したときは、新入学用品費入学前支給却下通知書（様式第7号）により当該申請者に通知するものとする。

別表（第4条関係）削除

(新入学用品費入学前支給の決定等)

第10条 市長は、前条の規定により申請があったときは、速やかに新入学用品費入学前支給の適否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により支給することを決定したときは、新入学用品費入学前支給決定通知書（様式第6号）により当該申請者に通知するとともに、速やかに当該新入学用品費を支給するものとする。

3 市長は、第1項の規定により支給しないことを決定したときは、新入学用品費の入学前支給却下通知書（様式第7号）により当該申請者に通知するものとする。

別表（第4条関係）

費目	支給対象者
学用品費	準要保護者
通学用品費	前年度又は当該年度において新入学用品費の支給を受けていない準要保護者
新入学用品費	4月認定の小学校第1学年の児童又は中学校第1学年の生徒若しくは入学予定児童の保護者である準要保護者
宿泊を伴う校外活動費	準要保護者

宿泊を伴わない校外活動費	準要保護者
学校給食費	準要保護者
修学旅行費	要保護者及び準要保護者
医療費	要保護者及び準要保護者
オンライン学習通信費	準要保護者

備考

- 新入学用品費(準ずる費目含む)の支給を受けた入学予定児童の保護者は、当該入学後の新入学用品費の支給を受けることができない。
- 各費目の内容及び支給額は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年10月1日から施行する。

報告事項（2）資料

令和7年9月定例市議会の報告について

1 教育委員会に係る議案等の審議結果（原案のとおり、可決）

（1）令和7年度富士見市一般会計補正予算（第3号）

《概要》

- ・諏訪小学校の放送設備機器の交換を行うもの
- ・つるせ台小学校の高圧ケーブル及び高圧交流負荷開閉器の更新工事を行うもの
- ・富士見台中学校の普通教室を増設するもの
- ・不登校児童生徒等への支援に係る国庫補助金の交付決定に伴い、財源内訳更正をするもの

（2）公の施設の使用料の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

2 教育委員会に係る市政一般質問

教育政策課

《篠田 剛 議員》

1. 学校の猛暑対策について

（1）エアコン設置の取組は

《熊谷 麗 議員》

1. 学校のプール環境について

（1）今後のプール環境整備について

《今成 優太 議員》

1. 水谷公民館の駐車場について

（1）駐車台数の確保について

学校教育課

《伊勢田 幸正 議員》

1. 学校徴収金の公会計化について

（1）公会計化について

《堀 航大 議員》

1. 子ども・若者を取り巻く環境について

（1）子ども・若者のスマートフォン依存への対応について

《根岸 操 議員》

1. 教育行政について

(1) 全国学力・学習状況調査の結果に対する市の認識は

(2) 夏休み期間の延長について

2. スポーツ振興について

(1) 中学校の部活動について

《篠原 通裕 議員》

1. 消費者被害防止について

(1) 啓発活動について

《篠田 剛 議員》

1. 学校の猛暑対策について

(1) 児童生徒や保護者に対する注意喚起は

(2) 熱中症対策は

(3) 水泳授業は

(4) エアコンのない特別教室の対応は

(5) 部活動は

(6) 通学路のアスファルトを遮熱性舗装に

《田中 栄志 議員》

1. 交通安全対策について

(1) 通学路の安全対策について

《須崎 悅子 議員》

1. 熱中症対策について

(1) 市民を守る取組について

(2) 熱中症対策の義務化による本市の対策について

2. 平和事業について

(1) 平和学習について

《木村 邦憲 議員》

1. 教員の欠員について

(1) 現在の市内小中学校の教員の欠員数と病気休職者数について伺う

(2) 欠員状態が続いていることが、各学校の教育活動にどのような影響を及ぼしているのか伺う

(3) 教育委員会では現在、欠員を埋めるためにどのような対応をとっているのか伺う

《熊谷 麗 議員》

1. 学校のプール環境について
 - (1) 授業の実施状況について

教育相談室

《篠原 通裕 議員》

1. 不登校生徒への学習支援について
 - (1) 個別学習計画について
 - (2) 多様な学びの整備について
 - (3) 不登校期間中の学習・活動記録の評価について

鶴瀬公民館

《伊勢田 幸正 議員》

1. 公民館・交流センター等について
 - (1) 広告等による財源確保の取組について
 - (2) サークル紹介の取組について
 - (3) サークルの自主財源を確保する取組(バザー・マルシェ・集団資源回収等)について

《須崎 悅子 議員》

1. 平和事業について
 - (1) 今後の取組について

水谷公民館

《今成 優太 議員》

1. 水谷公民館の駐車場について
 - (1) 駐車状況について
 - (2) 駐車台数の確保について

学校給食センター

《宮尾 玲 議員》

1. 学校給食費の値上げについて
 - (1) 現在実施している物価高騰の影響による食材費の値上げ相当分の補助を来年度以降も継続し、保護者負担が増えることのないよう対策を
 - (2) 県内でも段階的な無償化、補助が進んでいる。他市の事例を参考に負担軽減策の実施を

報告事項（3）資料

令和7年度第13期子ども大学☆ふじみ事業実施報告

- 1 実施期間 【通常講義】令和7年6月14日（土）～9月13日（土）の8日間
- 2 会場 淑徳大学、びん沼自然公園、富士見市立市民総合体育館、ららぽーと富士見、ピアザ☆ふじみ、諏訪小学校、大應寺
- 3 対象 富士見市内在住・在学の小学校4年生から6年生
- 4 入学者 40人

学年	男	女	合計
4年生	9人	6人	15人
5年生	4人	10人	14人
6年生	7人	4人	11人
合計	20人	20人	40人

- 5 主催 子ども大学ふじみ実行委員会

- 6 講義日程

【通常講義】

日時	実施場所	内容・講師	出席
6.14（土） 13:00～16:00	淑徳大学 (三芳町)	○入学式 ○ようこそ☆子ども大学へ ～みんなで淑徳大学を探検しよう！～ 淑徳大学教育学部 学生のみなさん	36人
6.21（土） 14:00～16:00	びん沼 自然公園	○集合☆びん沼いきもの発見隊 ～富士見市の自然を探してみよう！～ 立教大学スポーツウエルネス学部 准教授 奇二 正彦 先生	38人
7.23（水） 13:00～16:00	市民総合 体育館	○私たちが考える最強の給食メニュー① ～栄養士さんから献立の立て方を教わろう☆～ 学校給食センターのみなさん	29人
7.25（金） 14:00～16:00	ららぽーと 富士見	○私たちが知らないららぽーと富士見の秘密 ～ショッピングセンターの裏側をのぞいてみよう！～ ららぽーと富士見のみなさん	35人
7.30（水） ① 9:30～12:30 ② 13:30～16:30	ピアザ☆ ふじみ	○私たちが考える最強の給食メニュー② ～栄養士さんと一緒に作って食べてみよう☆～ 学校給食センターのみなさん	36人

8. 6 (水) 14:00～16:00	諏訪小学校	○知る・学ぶ・備える☆防災のススメ ～いのちと暮らしを守る方法を学ぼう！～ 富士見市役所危機管理課のみなさん	33 人
8. 22 (金) 14:00～16:00	大應寺	○ふじみを楽しむ☆大應寺編 ～座禅と礼拝行に挑戦してみよう☆～ 大應寺住職 深谷 雅良 先生	34 人
9. 13 (土) 13:00～16:00	淑徳大学 (三芳町)	○開廷！子ども裁判 ～昔話のアレは有罪？無罪？～ 埼玉弁護士会所属 宮崎 裕悟 弁護士 上原 瑞樹 弁護士 ○修了式	35 人

7 講義の様子と感想

【1日目：入学式、ようこそ☆子ども大学へ】



- ・初めて会う人とすごく仲良くできたり、たくさん遊べて緊張していたのがどんどんほぐれていって緊張することなく楽しめて良かったです。
- ・ジェスチャーゲームに答えるのも楽しかったし、ジェスチャーをするのも楽しかった。次回も楽しみです。

【2日目：集合☆びん沼いきもの発見隊】



- ・びん沼自然公園で虫取りや、たき火をして楽しかった。マッチで火をつけるのは難しかったけど、できて嬉しかったです。
- ・虫は結構怖かったけれど、みんなと探検したり、臭い草を探したりするのは、とても楽しかったです。(たき火も)

【3日目：私たちが考える最強の給食メニュー①】



- ・彩りや旬の野菜・栄養のことなど考えることがたくさんあるなと思った。とても大変だということが分かった。
- ・色々な工程や作業が思ったより多くてとてもたくさんのこと学べた。

【4日目：私たちが知らないららぽーと富士見の秘密】



- ・ららぽーと富士見のことが楽しいクイズで学べてよかったです。裏側はとてもびっくりしてたくさんメモしたので、家族のみんなに話してあげたいです。

- ・ららぽーとについていろいろと知れて、特にららぽーと富士見には 4000 人の人が働いていると知ってびっくりしました！

【5日目：私たちが考える最強の給食メニュー②】



- ・自分たちが実際に考えたレシピを作ることができて面白かったです。なれない切り方もありましたが、たくさんやっていくうちにうまくできるようになってよかったです。次回の講義もがんばりたいです。
- ・今日料理を少しするだけでもう腕が疲れてしまったので、毎日 9000 食も作っている調理員さんはすごいなと思った。給食センターに見学に行ってみたい

【6日目：知る・学ぶ・備える☆防災のススメ】



- ・防災のリュックを作つて災害に備えたいと思った。災害についての正しい知識をもっと知りたいと思った。
- ・ふだん使わない簡易トイレの使用法が分かってよかったです。非常時に今回の学習を生かしたいと思いました。

【7日目：ふじみを楽しむ☆大應寺編】



- ・初めて座禅をすることができたのしかった。ふだんあまり見る機会がないものがたくさん見れてよかったです。
- ・色々な事を教えてもらったりし、座禅なども体験できたから、家でも少しだけやってみようと思いました。

【8日目：開廷！子ども裁判、修了式】



- ・みんなで有罪か無罪かの話をしているときが楽しかったです。
- ・他の昔話でも裁判をしてみたいです。裁判のことが知れて楽しかったです。

報告事項（4）資料

その他

- ・図書館まつり 2025について
- ・第23回なんばた青空市場について
- ・第40回水谷文化祭について
- ・第41回水谷東文化祭について
- ・難波田城資料館 秋季企画展について